平成２７年（フ）第２１９号
北九州市小倉北区足立２丁目５番29―106号
債務者　吉岡　由香
1　決定年月日時　平成27年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３２２号
名古屋市守山区瀬古東２丁目201番地　ナカハイツ瀬古２Ａ号
債務者　遠藤　　元（旧姓梅岡・金子）
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４３４号
愛知県海部郡大治町大字三本木字西之川85番地の１　ビューラーアヤＡ102号
債務者　渡邉　美咲（旧姓細川）
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６０７号
名古屋市東区代官町37番16号、従前の住所名古屋市中川区高畑１丁目90番地　ハイツみのる103号
債務者　松本　藍子（旧姓柿本）
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４３２１号
東京都足立区小台１丁目13―26
債務者　上口　輝之（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３５１号
神奈川県川崎市麻生区高石４丁目20―31―101
債務者　嶋影多嘉子
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３５３号
東京都墨田区本所４丁目４－８
債務者　成瀬美津子
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３５４号
東京都江戸川区中央２丁目34―３―102
債務者　白川　京子
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３６１号
東京都千代田区神田神保町３丁目23―３―605
債務者　上島　英紀
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３６５号
千葉県浦安市海楽１丁目26―16―203
債務者　安田　哲也
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３６６号
東京都練馬区土支田２丁目７－３―302
債務者　川島　律子
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３７８号
東京都八王子市富士見町５－２―101
債務者　山岸　達矢
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３７９号
東京都品川区大崎２丁目７―11―202
債務者　塚下　裕文
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３８０号
埼玉県所沢市日吉町29―７―103
債務者　岩永　　晃
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３９５号
東京都世田谷区北烏山６―11―11　昭和大学附属烏山病院Ｂ３棟、住民票上の住所秋田県秋田市桜ガ丘４丁目２－２
債務者　小山　洋幸
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４００号
東京都北区岸町２丁目６－２―102
債務者　安西八重子
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部